

# 一般社団法人臨床発達心理士認定運営機構 将来構想委員会規約

## (目的)

第1条 一般社団法人臨床発達心理士認定運営機構将来構想委員会(以下、「委員会」という)は、臨床発達心理士の将来のあり方について検討し、時代に合わせた資格の位置づけをより明確にし、臨床発達心理士のさらなる資質の向上および円滑な法人運営に資することを目的とする。

## (委員)

第2条 委員会は若干名の委員をもって構成する。

- 2 委員は臨床発達心理士もしくは、研修連携団体の心理士等から選任される。その任命は、理事会の承認を経て、代表理事が行う。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし再任は3期(6年)まで妨げない。
- 4 委員会の委員長および副委員長の選出は、委員の互選による。
- 5 委員長は理事として理事会および社員総会に出席する。

## (決議)

第3条 委員会決議は、委員の過半数が出席(委任状出席を可)し、その過半数をもって行う。

## (業務内容)(事業)

第4条 委員会は、機構及び士会・支部の将来構想に関する(法人化含む)考え方を整理し提案する。

- 2 臨床発達心理士認定運営機構法人の組織の構造、制度設計、企画および整備を検討する。
- 3 定款ならびに各種規程、要項および委員会規約に関する事項等を検討し、必要に応じて見直し案を作成し、理事会に提案する。
- 4 規約の改定に関しては、法人内各委員会および士会と連携、協力して行う。
- 5 有資格者の資質向上のための援助体制の整備、企画を検討する。
- 6 その他、前条の目的を達成するために必要と認める事業

## (本規約の変更)

第5条 この規約の変更は、委員会の決議を経て、理事会の承認を得るものとする。

## (委任)

第6条 この規約に定めるもののほか、この委員会に必要な事項は、細則、内規、ガイドライン等を別途定め、理事会の承認を得る。

## 附則

2022年3月20日施行

2022年5月21日一部改訂

2023年6月11日一部改訂